不動産鑑定業者(茨城県知事登録)の登録申請(新規・更新・登録換え)に係る提出書類要否一覧

書類名称	書類の要否	
	法人	個人
登録申請書(別記様式第7)	0	0
不動産鑑定業経歴書(添付書類(イ))	0	0
不動産鑑定士及び鑑定士補の氏名 (添付書類 (ロ))	0	0
誓約書(法第25条各号)	0	0
専任不動産鑑定士の辞令等(※1)	0	0
専任不動産鑑定士の住民票の抄本(※2)	×	0
登録申請書の略歴書	0	0
専任不動産鑑定士の略歴書	0	0
定款又は寄付行為(※3)	0	×
登記事項証明書	0	×

備考

- (※1) 登録申請者が専任の不動産鑑定士を兼ねる場合、辞令等は不要です。
- (※2) 不動産鑑定士の登録をしている住所が、住民票の住所と同一である場合、住民票の抄本は不要です。
- (※3) 定款の場合,
 - ・末尾に「原本と相違ない」旨の記載があること
 - ・会社名, 代表者名及び日付の記載があること
 - ・代表者印が押印されていること

以上の3点をご確認下さい。